空港整備準備金積立額又は再投資」又は別表十二(十四)「12」)	45	△	△		
て出資をした場合の特別勘定繰入額「11」)	46			※	
に係る事業税の損金算入額	47	△	△		
欠　損　金　額	48			外※	

」に改め、同表の記載要領第四号(1)中「(6)まで」を「(7)まで」に改め、同号(6)を同号(7)とし、同号(5)の次に次のように加える。

(6)　租税特別措置法第66条の13第１項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により同項の特別勘定として経理した金額を記載すること。

別表四の記載要領第五号を次のように改める。

５　「減算」の空欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　法人が費用又は損失として経理しなかつた金額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの及び法人が収益として経理した金額で当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されないもの等についてその名称及び金額を記載すること（(2)に該当する場合を除く。）。

(2)　租税特別措置法第66条の13第５項から第11項までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する特別勘定の金額を取り崩した金額で法人が収益として経理したものを記載すること。

別表四の二の表中「関連者等に係る支払利子等の損金不算入額（別表十七の二(二)「29」）」を「関連者等に係る支払利子等又は対象純支払利子等の損金不算入額（別表十七の二(二)「29」又は別表十七の二(四)「32」）」に、「関等」を「残連」に改める。